

## 実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

上記目標の概要	<p>国税庁は、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。</p> <p>また、平成29年6月に決定された「未来投資戦略2017」、平成29年3月に改定された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等を踏まえ、日本産酒類の輸出環境整備に取り組みます。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応  実2-2：酒類の公正な取引環境の整備  実2-3：日本産酒類の輸出環境整備  実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応  実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携  実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進  実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</p>
---------	--

## 実績目標(大)2についての評価結果

実績目標についての評定	<b>A 相当程度進展あり</b>
-------------	-------------------

評定の理由	<p>施策「実2-1」、「実2-3」、「実2-4」、「実2-5」、「実2-6」及び「実2-7」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実2-2」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
-------	--

実績の分析	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、未成年者飲酒防止対策等の推進などを図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行うなど、効率的に実施しました。</p> <p><b>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金  平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、日本産酒類の輸出促進への取組等について、実施方法を見直す等事業の効率化に努め、コスト削減を図りました。(反映額：▲6百万円) (事業番号0010)</li> <li>・ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金  平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。(反映額：▲3百万円) (事業番号0011)</li> </ul>
-------	---

施策	実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)						
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	91.4	91.6	93.3	91.8	93.4	
	<p>(出所) 課税部鑑定企画官調  (注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.142に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)  酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  市販酒類買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ実施しました。  相談についての満足度は93.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	実2-1-B-1：酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性確保への対応						
	目標	酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行います。 (目標の設定の根拠) 酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を図ることが酒類業の健全な発達を実現する上で重要であるため目標として設定しています。					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。 また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。 (目標の達成度の判定理由) 目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。 1. 市販酒類買上げ調査 市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。確認分析の結果、ごく					○

		<p>一部の商品において、食品衛生法で使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導しました。</p> <p>調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」で公表します。(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm)</p> <p><b>2. 酒類の成分の実態把握等</b></p> <p>市販酒類買上げ調査の他、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。</p> <p>放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、これまでに全国約15,200点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものはありませんでした。</p> <p>調査結果については、「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anken/radioactivity.htm)で公表しています。</p> <p>また、コーデックス委員会で、酒類に関する国際規格が議論されていることから、国内における実態を把握した上でコメントを提出する等、規格策定に参画しました。</p> <p><b>3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査</b></p> <p>消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。</p> <p>このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、新たな表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
<p><b>施策についての評価</b></p>	<p>s 目標達成</p>		
<p><b>評価の理由</b></p>	<p>全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。</p>		

実2-1に係る参考情報

参考指標 1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査件数	3,058	2,966	2,815	2,674	2,404

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

参考指標 2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指導相談件数	2,521	2,399	2,246	2,483	2,492

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 3：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査実施件数	864	831	975	757	684

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 4：酒類の安全性に関して問題を把握した場合の対応件数

(単位：件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度
対応件数	1	1	2

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 5：義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合

(単位：%)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度
割合	1.0	0.4	0.7

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。

施策	実2-2：酒類の公正な取引環境の整備						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-2-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合 (単位：%)						
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	95	95	95	○
	実績値	96.2	95.8	100.0	99.1	96.9	
	<p>(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成28事務年度分(平成28年7月～平成29年6月)」(平成29年12月 課税部酒税課) (<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/171219/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/171219/index.htm</a>) 及び速報値</p> <p>(注) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>酒類の取引状況等実態調査において指導した事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、酒類の公正な取引に関する基準や酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。</p> <p>また、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。</p> <p>こうした取組の結果、指導事項の改善割合は96.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、平成29事務年度は「酒類の公正な取引に関する基準」の施行1年目であり、今後、新たな基準の下、より一層、酒類の公正な取引環境の整備に取り組んでいく必要があると考えています。</p>						
施策についての評定	a 相当程度進展あり						
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、平成29事務年度は「酒類の公正な取引に関する基準」の施行1年目であり、今後、更に酒類の公正な取引環境の整備に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。						

## 実2-2に係る参考情報

### 参考指標 1：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度
調査件数	1,537	1,553	1,485	1,578

(単位：者)

事務年度	平成29年度
調査の状況	148

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成28事務年度分 (平成28年7月～平成29年6月)」 (平成29年12月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/171219/index.htm>) 及び速報値

(注) 平成25事務年度から平成28事務年度までの調査件数は「免許場 (販売場) 数」、平成29事務年度の調査件数は「酒類業者数」で集計した件数です。

平成29年6月の酒税法等の改正に伴い、新たに「酒類の公正な取引に関する基準」が施行され、基準を遵守しない酒類業者に対し、同基準を遵守すべき旨を「指示」すること等が規定されたことから、平成29事務年度の調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

<b>施策</b>	<b>実2-3：日本産酒類の輸出環境整備</b>	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	<b>[主要]実2-3-B-1：日本産酒類の輸出環境整備への積極的な対応</b>	
	<b>目標</b>	<p>関係府省等と連携しながら、貿易障壁の除去に向けた働き掛け、海外への日本産酒類の情報発信等に取り組むほか、戦略的な取組となるよう酒類業者の輸出を支援する取組を実施します。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b> 平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた総合的な輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことは、日本産酒類の輸出環境の整備のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p><b>（実績）</b> 日本産酒類の輸出環境整備として、貿易障壁の除去に向け、関係府省と連携し、国際交渉などにおいて諸外国に働き掛けを行ったほか、海外における日本産酒類の認知度や理解度の向上を図るため、国内外において日本産酒類の情報発信を行いました。また、海外における日本産酒類の専門的知識を持つ人材を質・量ともに高めていくため、発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発を行いました。さらに、酒類業者の輸出を支援する取組として、日本産酒類のブランド価値向上や酒類業者の販路拡大に向けた支援を行いました。</p> <p>国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出に関する実態について関係機関に情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図りました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b> 貿易障壁の除去については、平成29年（2017年）12月に交渉妥結した日EU経済連携協定（EPA）において、EU側における日本から輸出する全酒類の関税の撤廃や、日本ワインの輸入規制及び単式蒸留焼酎の容器容量規制の撤廃を確保しました。また、東日本大震災後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果を活用しつつ、関係府省と連携して継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを行いました。</p> <p>国内外における日本産酒類の情報発信に対しては、国際会議等において、日本産酒類プロモーションブースを出展し、専門的な知識を備えた技術系職員を派遣して各国要人やプレスに向けてPRを行い、日本産酒類の認知度等の向上に努めました。また、発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発については、国外で大きな影響力を持つ米国等を拠点としている酒類専門家に対し、日本酒に関する専門的な講義等を行う研修を実施したほか、業界団体と連携して、駐日外交官を対象とした酒蔵ツアーを開催するなどの取組を行いました。</p> <p>さらに、日本産酒類のブランド価値向上や酒類業者の販路拡大に向けた支援については、地理的表示「日本酒」や「果実酒等の製法品質表示基準」等の表示ルールを活用促進を図るためのシンポジウムを開催したほか、国外における酒類見本市に日本産酒類プロモーションブースを出展し、日本産酒類の海外における認知度の向上を図るとともに、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会を提供するなど、酒類業者の輸出拡大に向けた取組を支援しました。</p>

		<p>国税局においても、酒類業者に対して、輸出に関する制度やノウハウ等の情報提供を目的とした輸出セミナーを開催したほか、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークを充実させるため、関係府省の地方支分部局、関係機関、地方自治体等と連携して輸出促進連絡会議を開催しました。それにより、酒類業者の輸出に関する実態を的確に把握し、そのニーズを踏まえた多角的な支援策を企画立案しました。このように、輸出環境整備に向けて、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

### 実2-3に係る参考情報

参考指標 1：酒類の輸出金額及び伸び率

(単位：億円、%)

暦年	平成25年	26年	27年	28年	29年
輸出金額	251	294	390	430	545
伸び率	121.3	142.0	188.4	207.7	263.3

(出所) 財務省貿易統計

(注) 「輸出金額」の伸び率は、平成24年(207億円)からの伸び率を記載しています。

施策	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への適切な対応	
	目標	<p>業界動向を把握・分析した結果を情報提供するほか、経営指導の専門家等による研修の実施など、経営改善に対する支援等を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 中小企業が多数を占める酒類業界において、有用な情報提供や研修を実施することは、酒類業の経営改善等を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(160回、3,941人受講)したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。 また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金(平成29年度執行額541百万円)を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。 日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。 このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

<b>施策</b>	<b>実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携</b>	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進	
	<b>目標</b>	<p>高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所との連携により取り組みます。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b> 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p><b>（実績）</b> 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。また、独立行政法人酒類総合研究所の業務によって得られた知見を活用して、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行うなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b> 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る物質について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。 また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-5に係る参考情報

参考指標 1：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位：点)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
依頼分析点数	3,694	3,502	3,051	2,365	2,675

(出所) 課税部鑑定企画官調

施策	実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進	
測定指標(定性的な指標)	[主要]実2-6-B-1：未成年者飲酒防止対策等の推進	
	目標	<p>未成年者飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに広報啓発活動を行うことは、未成年者飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>未成年者飲酒防止対策等については、酒類販売管理協力員等を通じて未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況を情報収集するとともに、酒類小売販売場の臨時調査を行い、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。</p> <p>また、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」等を支援し、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。</p> <p>さらに、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)も踏まえ、未成年者飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて16,811場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,405場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。</p> <p>また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施する「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。</p> <p>さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、未成年者飲酒を含むアルコ</p>

	ール関連問題について周知・啓発を行いました。このように、未成年者飲酒防止等の推進のため、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

## 実2-6に係る参考情報

### 参考指標 1：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数 (単位：場)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
確認場数	19,728	17,911	17,275	16,258	16,811

(出所) 課税部酒税課調

### 参考指標 2：酒類販売管理調査場数 (単位：場)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査場数	10,194	10,013	9,550	9,334	10,405

(出所) 課税部酒税課調

### 参考指標 3：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置台数	内4,577 21,189	内3,907 19,541	内3,437 18,033	内3,082 16,929	内2,753 15,653

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』(平成29年4月1日現在)の公表について」(平成29年9月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/jihanki2017/01.htm>) 及び速報値

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

<b>施策</b>	<b>実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への積極的な対応		
	<b>目標</b>	<p>酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、周知・啓発します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、酒類に係る資源の有効な利用の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページ（<a href="https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm">https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm</a>）の活用により、リデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成		
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

### 実2-7に係る参考情報

参考指標 1：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
説明回数	7,766	7,257	7,346	7,096	7,487

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

**(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)**

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類買上げ調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。

また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施します。

**(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)**

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。

**(実2-3：日本産酒類の輸出環境整備)**

関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出を支援する取組を行います。

**(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)**

酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

**(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)**

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

**(実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進)**

未成年者飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

**(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)**

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

○ 日本酒の人気を高めたり、輸出を振興する観点等から関係機関とも連携して積極的に取り組んでいただきたい。

実績目標に係る 予算額等	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	1,631,565	1,720,543	1,716,471	1,745,211
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	1,631,565	1,720,543	N. A.	
執行額 (千円)		1,435,805	1,624,006	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金として酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

実績目標に関する  
施政方針演説等内閣  
の主な重要施策

- 「アルコール健康障害対策推進基本計画」 (平成28年5月31日閣議決定)
- 「日本再興戦略2016」 (平成28年6月2日閣議決定)
- 「未来投資戦略2017」 (平成29年6月9日閣議決定)

実績評価を行う過程  
において使用した  
資料その他の情報

国税庁レポート2018 (国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」 (国税庁ホームページ)

前事務年度実績評価  
結果の施策への反映  
状況

**(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)**

酒類の安全性の確保と品質向上については、酒類製造業者に対する酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査のほか、市販酒類の分析等や酒類等の放射性物質に係る調査等必要な施策を行いました。また、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を的確に実施しました。

このほか、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知を行いました。

**(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)**

酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組みました。

**(実2-3：日本産酒類の輸出環境整備)**

日本産酒類の輸出環境整備については、平成29年6月に改訂された「未来投資戦略2017」において日本産酒類の輸出拡大に一層取り組むこととされたこと等を踏まえ、関係府省等と連携し、酒類業団体の取組への支援や輸出に取り組む事業者のニーズに応じた支援等に取り組みました。

**(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)**

酒類業者に対する構造・経営戦略上の問題については、経営指導の専門家等による研修を実施するほか、大半が中小企業である清酒業界及び単式蒸留焼酎業界に対して、日本酒造組合中央会への補助金の交付を行うことにより支援しました。

**(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)**

独立行政法人酒類総合研究所との連携による技術面における取組等について

は、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などの確保のため、放射能分析や使用原料を推定するなどの高度な分析等を実施しました。

**(実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進)**

未成年者飲酒防止対策等の推進については、業界の自主的な取組への支援や関係省庁と連携した広報啓発活動を行うとともに、酒類の販売管理調査を適切に実施することにより、適正な販売管理の確保に取り組みました。

**(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)**

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に取り組みました。

<b>担当部局名</b>	課税部（酒税課、鑑定企画官）	<b>実績評価実施時期</b>	平成30年10月
--------------	----------------	-----------------	----------